第10章 安全・安心で質の高い学校施設の整備、防災・減災対策の充実

総　論

文部科学省では、安全・安心で質の高い学校施設づくりを目指し、学校施設の老朽化対策や、非構造部材を含めた耐震化等を推進しています。また、学びの基盤となる学校施設の整備は、新しい時代にふさわしい姿を目指していくことが重要であり、社会情勢の変化や地域の実情に応じた豊かな教育環境を実現するために、学校施設のバリアフリー化、環境を考慮した整備等を推進し、質の高い学校づくりを支援しています*1。

国立大学等施設についても、安全・安心な教育研究環境の整備や教育研究の高度化・多様化・国際化に対応した機能強化等のため、耐震化や老朽施設の改善整備を中心とした戦略的なリノベーションなど、重点的・計画的な整備を推進するとともに、キャンパス環境の整備充実を図っています。

加えて、児童生徒等の安全・安心な生活環境を確保するため、防災教育の充実や学校施設の防災機能強化*2などの災害予防、災害応急対策、災害復旧の支援及び防災に関する研究開発の推進など、防災・減災対策の充実に取り組んでいます。

第１節　新しい時代の学校施設の在り方

1 新しい時代の学校施設の在り方

（1）新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

文部科学省では、学校教育を進めるうえで必要な機能の確保のため、学校種ごとに施設の計画及び設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」*3を策定し、学校設置者に周知しています。

１人１台端末環境の下、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための新しい時代にふさわしい学校施設の在り方について、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」で議論が行われ、令和４年３月に報告書を公表しました*4（**図表2-10-1**）。その中で、新しい時代の学びを実現する学校施設として、柔軟で創造的な学習空間や地域・社会との共創空間などの五つの姿の方向性に加え、長寿命化改修等を通じた教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進等の具体的な推進方策が提言されました。

こうした提言等を踏まえ、文部科学省では、令和４年６月に各学校施設整備指針を改訂しました。また、５年５月に、新しい時代の学びに対応した空間を改修等で実現する際の、ボトルネックとなる技術的な課題への対応策を解説する「学校施設の教育環境向上を図る改修等に関する課題解決事例集」を公表しました*5。さらに、同年１月に「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」を設置し、新しい時代の学びを実現する学校施設を具現化するため、具体的な整備事例やそのプロセスの事例を収集し、６年９月に「ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイディア集」*6を取りまとめました。あわせて、後述の学校施設整備・活用推進のためのプラットフォームの構築、助成支援制度の充実などを通じ、新しい時代の学校施設整備に対する学校設置者の取組を支援しています。

＊1　私立学校の施設整備については参照：第２部第４章第２節
＊2　防災機能の強化については参照：第２部第10章第４節
＊3　参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm
＊4　参照：https://warp.ndl.go.jp/web/20250701184252/http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm
＊5　参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1372577_00003.htm
＊6　参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/066/toushin/mext_01888.html

図表2-10-1-1 新しい時代の学びを支える学校施設のイメージ

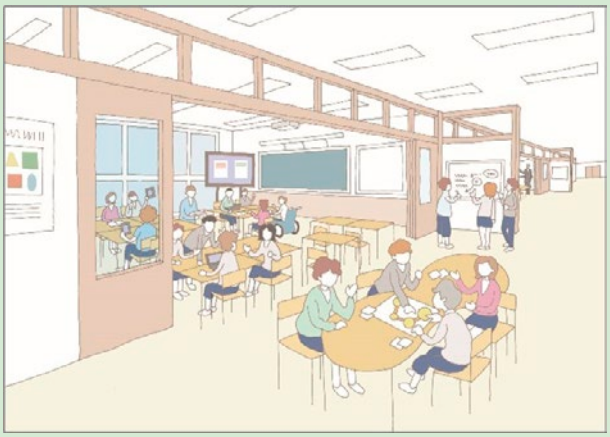

図表2-10-1-2 新しい時代の学びを支える学校施設のイメージ

図表2-10-1-3 ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイディア集

（2）学校施設整備・活用推進プラットフォーム（CO-SHA Platform）

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備・活用や技術的な課題に対応する学校設置者の取組を支援するため、文部科学省のウェブサイトにプラットフォーム（CO-SHA Platform）*7（**図表2-10-2**）を構築し、令和４年11月から運用を開始しました。今後CO-SHA Platformが、学校施設の整備・活用事例、ノウハウの蓄積・発信を行う「新たな学校施設のアイデア集」の役割、専門的・技術的な知見を有する「CO-SHA アドバイザー」による相談対応や助言等を行う「相談窓口」の役割、学校関係者の横のつながりづくりを目的とした「ワークショップ等のイベント開催」の役割といった三つの役割を果たせるよう、コンテンツの更新・充実を行っています。

＊7　参照：https://www.mext.go.jp/co-sha/

図表2-10-2 学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム

令和７年度からは、これまでの取組を更に進め、新たに公立学校施設の設置者等を対象とする直接対話型のオンラインコミュニティを立ち上げ、全国の学校づくりに係る担当者等が、気軽に相談や意見交換ができる場の創出に取り組んでいます。

第２節 新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

1 教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備

公立学校施設については、現在、全国の公立小・中学校等の約６割が築40年以上を経過し、そのうち７割以上が改修を要するなど、老朽化が深刻な状況となっており、厳しい財政状況の下、着実に老朽化対策を進めていくことが喫緊の課題となっています（**図表2-10-3**）。

また、家庭や社会の環境の変化に伴い、少人数による指導体制や１人１台端末に対応した施設環境の整備、バリアフリー化、熱中症防止等のための空調設備の設置、トイレの洋式化*8・乾式化、脱炭素化等の学校施設の機能・性能の向上が求められています。

そのため、公立学校施設等の整備目標等を定めた文部科学省告示「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」と「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画」においても、これらの課題に対応するため計画的な整備を行うことの必要性を記載しています*9。

＊８　公立小中学校の空調（冷房）設備の設置状況については、令和６年９月１日現在、普通教室で99.1%、特別教室では66.9%、令和７年５月１日現在、体育館等で22.7%となっている。また、公立小中学校のトイレの設置状況については、令和５年９月１日現在、洋式は68.3%、和式は31.7%となっている。
＊９　参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1306433.htm

図表2-10-3　公立小・中学校等の経年別保有面積

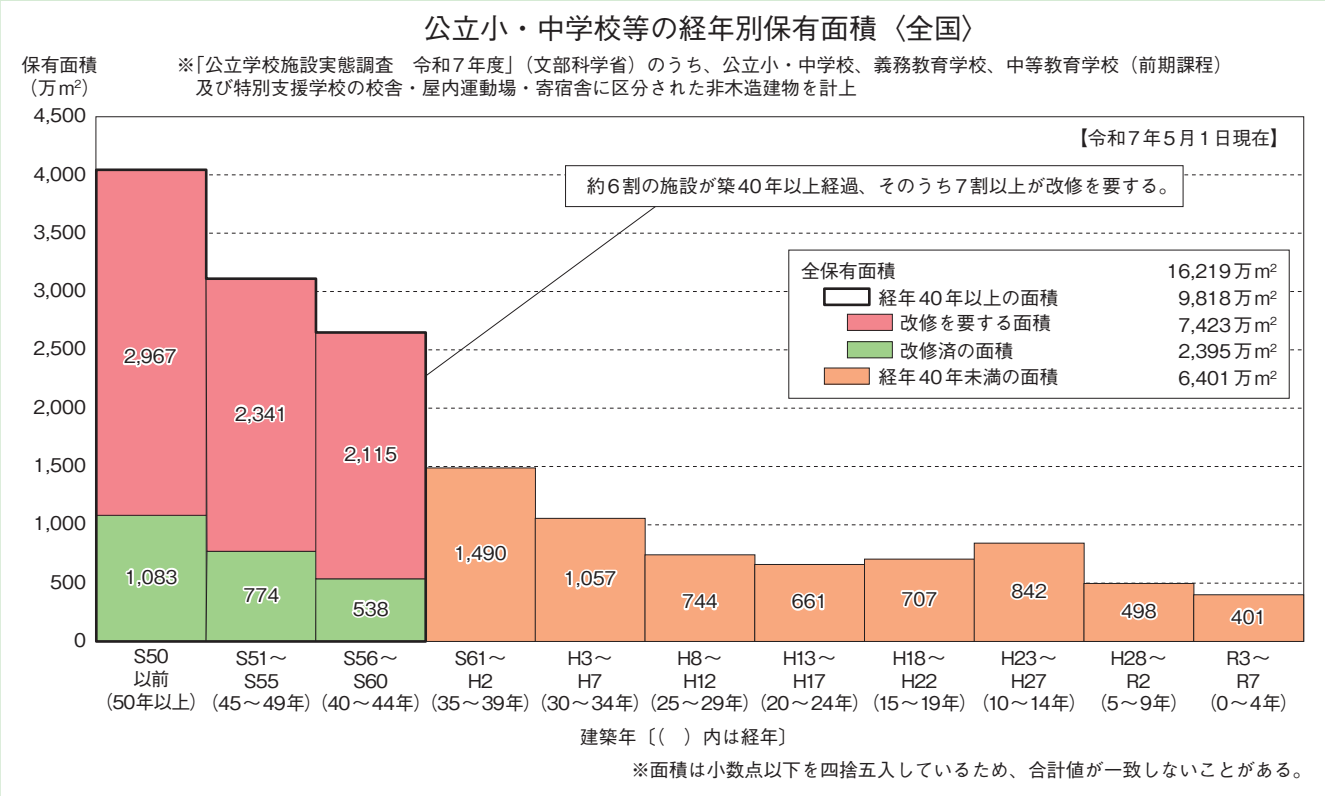

（1）長寿命化改修の推進

厳しい財政状況の下、公立学校施設を取り巻く様々な課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。

長寿命化改修は、コストを抑えながら建物の耐久性を高め、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後40年程度）で長寿命化改修を行うことにより、技術的には、70から80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。

文部科学省では、公立学校施設の長寿命化を推進するため、地方公共団体が行う長寿命化改修に対して国庫補助を行っています。

また、長寿命化に向けた取組を着実に進めるため、学校設置者が個別施設ごとの長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定し、計画に基づいて中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、計画的・効率的に取組を進めるよう促してきており、令和７年３月31日現在で99.5％の学校設置者において個別施設計画の策定が完了しています。

さらに、各設置者において計画の適時の見直しや内容の充実が図られるよう、教育委員会と首長部局の連携に関する解説書や計画の充実、見直しに資する事例集等を作成・周知しています。

（2）維持管理の徹底等

学校施設には、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性が求められます。建築当初には備わっているこれらの性能も、経年等により満たされなくなっている恐れがあります。学校施設の管理者等においては、当該施設が常に健全な状態であるよう、適切に維持管理を行うことが必要です。

近年、学校施設の老朽化に伴い、外壁等が落下する事故が相次いで発生する等、安全面における不具合が増加しています。また、体育館の床板剥離による負傷事故、防球ネットの支柱倒壊による児童死傷事故など重大事故も断続的に発生しています。

文部科学省では、このような学校施設に起因する事故等を防ぐため、学校設置者に対して、落下や倒壊等により重大な事故につながる恐れのある外壁や工作物等の点検を要請するなど安全確保に係る通知を発出するとともに、適切な維持管理が進むよう手引きやパンフレットなどを作成・周知しています*[10]。

＊10　参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm

（3）学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設は、障害の有無にかかわらず児童生徒や教職員等が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があるとともに、災害時の避難所など地域コミュニティの拠点としての役割も果たすことからも、バリアフリー化を進めることが重要です。

文部科学省では、令和２年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等を踏まえ、公立小中学校等において、整備目標を定めるとともに、３年度から、公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する国庫補助の算定割合を３分の１から２分の１に引き上げています。

また、令和２年度・４年度・６年度には「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」を実施しました＊11。調査の結果から、整備目標に対しては、十分な進捗が見込めていない状況であることも踏まえ、７年８月には12年度までの整備目標（**図表2-10-4**）を策定するとともに、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂しました。

図表2-10-4　公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

〈バリアフリー化率の現状と、令和12年度末までの国の目標〉

※学校施設のバリアフリー化に関する**計画等がある学校設置者は32.0%**

対象			令和２年度	令和４年度	令和６年度	整備目標（令和８年度～令和12年度末）
バリアフリートイレ		校舎	65.2%	70.4%	74.4%	**避難所に指定されている全ての学校**※に整備 ※令和６年度調査時点で総学校数の約97%に相当
		屋内運動場	36.9%	41.9%	47.9%	
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	82.2%	84.7%	**全ての学校**に整備
		屋内運動場	74.4%	77.9%	80.7%	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	57.3%	61.1%	65.2%	
		屋内運動場	57.0%	62.1%	65.5%	
エレベーター（１階建ての建物のみ保有する学校を含む）		校舎	27.1%	29.0%	31.2%	**要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校**※に整備 ※令和６年度調査時点で総学校数の約43%（校舎）、約78%（屋内運動場）に相当
		屋内運動場	65.9%	70.5%	72.1%	

取組目標（新規）（令和８年度～令和12年度末）

バリアフリー化の計画的な取組とバリアフリー化の質の向上を図るため、以下の取組も目標として設定

○令和12年度末までに**原則全ての学校設置者**において**バリアフリー化に関する整備計画・方針を策定**

○令和12年度時点で**新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者**において**当事者参画を実施**

更に、令和８年３月には、学校設置者のバリアフリー化の取組を支援するため、学校設置者がバリアフリー化を検討する際に必要となる情報を提供する「学校バリアフリーガイド」、普及啓発コンテンツの提供、相談窓口、学校設置者間での情報共有の場の提供等の機能を備えた「学校バリアフリープラットフォーム」を開設しました＊12。

（4）公立特別支援学校の教室不足への対応

公立特別支援学校については、令和７年10月１日現在、全国で3,192教室が不足しています。

文部科学省では、各地方公共団体に対し、特別支援学校への受入れが想定される児童生徒等数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を可能な限り速やかに策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。

さらに、令和２年度から６年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、既存施設を特別支援学校の用に供する改修や既存の特別支援学校校舎の改築・改修について、国庫補助の算定割合を３分の１から２分の１へ引き上げ、支援を強化するとともに、解消に向けた取組の状況や課題等についてフォローアップするなど、取組の加速化を働きかけています。なお、各地方公共団体の取り組み状況を踏まえ、「集中取組期間」を９年度まで延長を行っております。

（5）PPP/PFI等の多様な整備手法の活用

文部科学省では、文教施設における効率的かつ効果的な維持管理の実施や、良好な公共サービスの提供に資するため、コンセッション事業を含めたPPP/PFI＊13の案件形成

＊11　参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_01502.html
＊12　参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html
＊13　PPP：Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。
PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
コンセッション事業：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

を推進しています。コンセッション事業や包括的民間委託の導入などの多様なPPP/PFI事業等の事例集の作成や、地方公共団体に向けた説明会等による周知に加え、令和５年度からは多様な文教施設においてコンセッション事業等の運営方法を検討する地方公共団体における伴走支援を行うとともに、この事業を通じて得られた文教施設のコンセッション事業導入段階における検討のポイントや課題を整理した資料を提供するなどして、PPP/PFIを検討する地方公共団体等の支援に取り組んでいます。

また、地域や社会と連携・協働し、共に創造する共創空間を実現するために、文教施設を集約化・複合化することも一つの手法です。文部科学省では、文教施設の集約化・複合化等の実施状況調査の結果等により実態を把握するとともに、集約化・複合化に関する基本的な考え方と留意事項等を提示した報告書や事例集等[*14]を周知しています。

（６）廃校施設等の有効活用

少子化による児童生徒数の減少に伴って廃校施設等が生じています。一方で、廃校施設等を社会体育施設、社会教育施設や福祉施設のほか、工場やオフィス、宿泊施設などとして活用している事例もあります。廃校施設等は地方公共団体にとって貴重な財産であり、地域の実情やニーズに応じた有効活用が求められています。

文部科学省では、廃校施設等の活用事例や、活用を希望している廃校施設の一覧、利用可能な各省庁の補助制度等について、パンフレットやウェブサイトを通じて情報提供を行うとともに、廃校活用を推進するイベントを開催しています（「みんなの廃校プロジェクト」[*15]）。また、国庫補助金により整備した学校施設を学校以外の用途に転用等する場合に必要となる財産処分手続を簡素化し、有効活用を促しています。

2 脱炭素化の推進

（１）環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

文部科学省では、脱炭素化の推進の一環として、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進しています。エコスクールは、児童生徒等にとって健康的で快適な学習・生活空間を備えるとともに、環境負荷低減を図ることができます。また、児童生徒等が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育拠点としての機能も果たすことができます。地方公共団体がエコスクールとして整備する公立学校施設整備事業について、関係省庁と連携し「エコスクール・プラス」として認定しています。

さらに、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、これまでのエコスクールの取組の深化を図り、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指したネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）[*16]の整備（**図表2-10-5**）を推進していくこととし、令和４年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域に立地する学校等のうち、ZEB Ready[*17]を達成する事業に対し、国庫補助単価の上乗せを行っています。

あわせて、令和５年３月に「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について」（報告書）[*18]を公表するとともに、６年３月には「学校施設のZEB化の手引き」[*19]を公表するなど、技術面の普及啓発も行っています。

また、学校施設は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づき、エネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。このため文部科学省では、学校でできる省エネルギー対策に関する資料「学校でできる省エネ」[*20]や学校等における省エネルギー推進のための基本的事項をまとめた「カーボンニュートラルへの第一歩～学校のための省エネガイドブック～」[*21]を作成し、学校設置者への周知を図っています。

＊14 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/mext_02087.html
＊15 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm
＊16 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）：室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。
＊17 ZEB Ready：『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物。
＊18 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00006.htm
＊19 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/mext_02655.html
＊20 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1319057.htm
＊21 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1416430.htm

図表2-10-5 校舎のZEB化における技術導入のイメージ

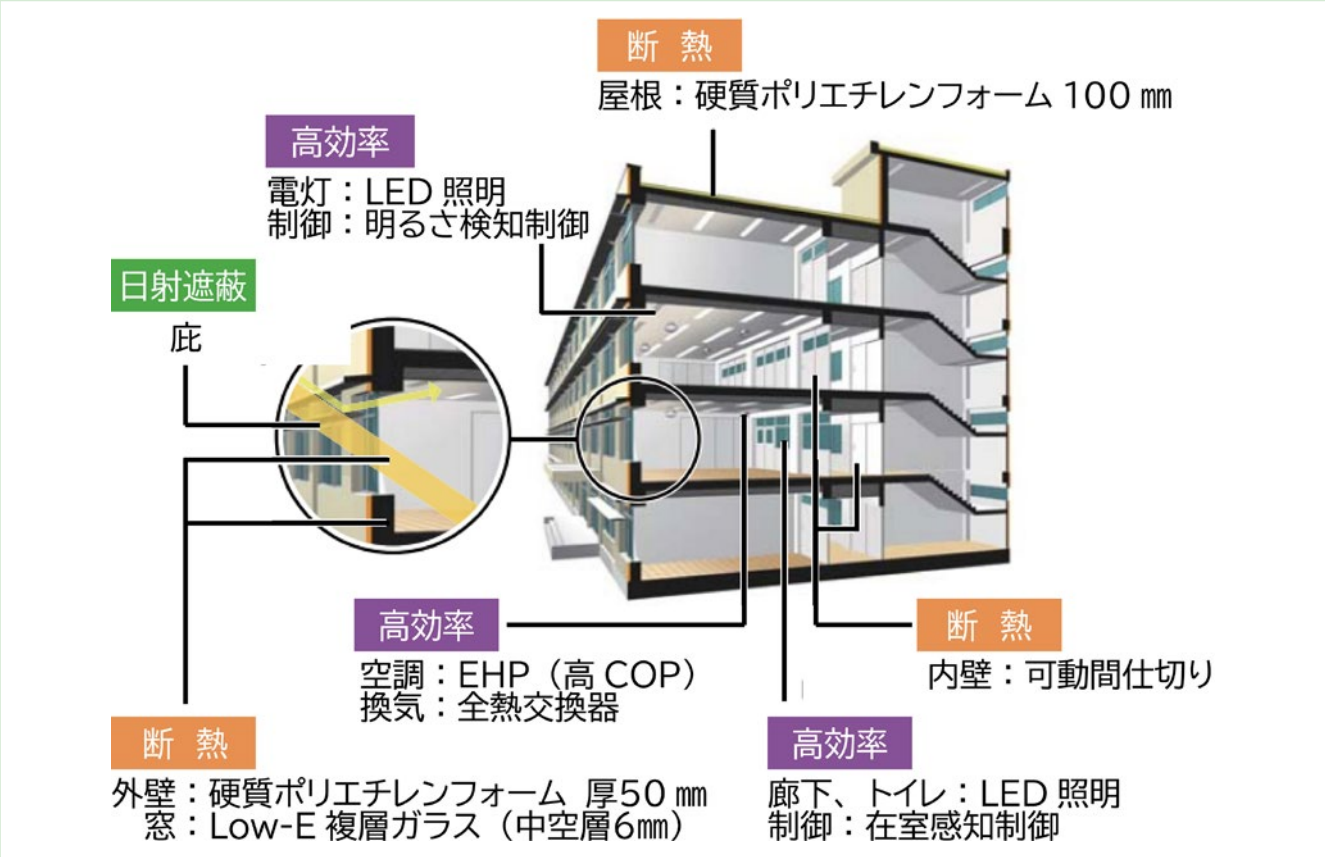

（2）学校施設の木材活用

学校施設に木材を活用することは、温かみと潤いのある教育環境づくりを進める上で効果的です。また、地域の木材を利用することによって、校舎への愛着、地域文化の理解促進、森林の水源かん養等の効果も期待されます。さらに、木材は再生可能であることに加え、「カーボンニュートラル」な資源であるため、気候変動対策にも貢献できます。

木材を活用した学校施設の整備に当たり、文部科学省では、令和３年６月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、林野庁や国土交通省と連携して、地方公共団体等を対象とした講習会の実施や事例集の作成等の普及啓発活動に取り組む[*22]とともに、木材を利用した公立学校施設の整備について国庫補助を行っています。特に、地域材を利用して木造建物を整備する事業に対し、国庫補助単価の上乗せを行っています。

なお、令和６年度に建築された公立学校施設（515棟）のうち、408棟が木材を使用しています。このうち、木造施設は90棟、内装木質化を実施した施設は318棟でした。

第３節 未来を拓く教育研究活動等の基盤形成

国立大学等の施設は、将来を担う人材の育成の場であるとともに、地方創生やイノベーション創出等教育研究活動を支える重要なインフラです。しかし、国立大学等の施設は、昭和40年から50年代に大量に整備された施設が一斉に老朽化していること、キャンパス内に敷設されている給排水管や電気設備などのライフラインの老朽化も著しく進行していることから、安全面はもちろん機能面に問題がある施設が多数存在し、高度化・多様化する教育研究活動に対応する上で様々な支障が生じています（**図表2-10-6**）。

＊22 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/mext_01759.html

図表2-10-6　国立大学等施設の老朽化状況

老朽化の激しい校舎

変圧器の発火による損傷

配管からの漏水

こうした中、文部科学省では、「国立大学法人等施設整備５か年計画」を策定し、計画的・重点的な施設整備を実施しています。具体的には、多様な教育や独創的・先端的な研究に対応できる総合研究棟など、国立大学法人における人材養成、学術研究の推進に必要な施設・設備の整備を行っています（**図表2-10-7**）。また、新しい時代にふさわしい国立高等専門学校の機能の高度化や国際化の実現に向け、国際寮の整備や老朽化の著しい学生寮、校舎等の改善整備を行っています。

図表2-10-7　国立大学等における安全・安心な教育研究環境の確保や機能強化等に対応するための施設整備事例

耐震補強と外壁の改修

アクティブラーニングスペースの整備

多文化交流できるスペースの整備

文理融合型の総合研究棟の整備

老朽化した図書館の改修

1 今後の国立大学等施設の整備充実に向けた方向性（キャンパス全体の共創拠点の実装化等）

文部科学省では、令和３年度から７年度までを計画期間とする「第５次国立大学法人等施設整備５か年計画」（３年３月31日文部科学大臣決定）を策定し、本計画においては、国立大学等への期待を踏まえ、教育研究の高度化・多様化・国際化への対応はもとより、産業界や地域との共創の拠点としての役割を果たすために、キャンパス全体を「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」[*23]としていくことを掲げています（**図表2-10-8**）。

＊23　イノベーション・コモンズ：教育、研究、産学連携、地域連携など様々な分野・場面において、学生、研究者、産業界、自治体など様々なプレーヤーが対面やオンラインを通じ自由に集い、交流し、共創することで、新たな価値を創造できるキャンパス。

図表2-10-8 イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化について

イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化について

➢ **「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」とは**
・あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレーヤーが**共に創造活動を展開**する「共創」の拠点
・多様な学生・研究者や異なる研究分野の「共創」、地域・産業界との「共創」の促進等により、教育研究の高度化・多様化・国際化、**地方創生や新事業・新産業の創出**に貢献

➢ **「イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化」とは**
・「イノベーション・コモンズ」への理解は一定程度進んだ一方で、**個々の施設における取組が進んでいる段階**であり、今後は**キャンパス全体に広がる動き**が必要
・**共創の場をキャンパス全体に拡大**し、個々の活動や相互の連携による**相乗効果で更なる成果創出を目指す**もの

また、第６次国立大学法人等施設整備５か年計画（令和８年度から12年度）の策定に向け、大学施設や高等教育に関する有識者、全国知事会や経済団体の関係者から成る「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」において検討を進め、７年12月に最終報告を取りまとめました。この最終報告を踏まえ、８年３月に文部科学省において「第６次国立大学法人等施設整備５か年計画」（８年３月31日文部科学大臣決定）を策定し、本計画においては、施設の目指す方向性として「キャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化」と「地域の防災拠点の実現」を掲げています。

文部科学省では、引き続き、多様な財源も含めて国立大学等施設の計画的かつ重点的な施設整備を推進していきます。

2 国立大学等施設の整備充実に向けた取組

（1）戦略的な施設マネジメントの推進

大学の理念やミッション実現のため、経営的視点から、施設の整備や維持管理、保有面積の総量最適化、長寿命化のライフサイクルへの転換、脱炭素化、これらに必要な寄附等の多様な財源の確保等の施設全般に係る取組をより一層推進することが求められています。

このため、文部科学省では、施設マネジメントの基本的な考え方、具体的な実施方策や先進事例等を示した報告書や事例集を作成し[*24]、国立大学等における戦略的な施設マネジメントの取組を推進しています。また、国立大学等が保有する個別施設ごとの長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進し、全ての国立大学等で個別施設計画が策定されています。

引き続き、国立大学等の個別施設計画の更新状況を適時確認するなど、戦略的な施設マネジメントの取組を推進するとともに、多様な財源を活用した施設整備を一層推進していきます。

（2）国立大学の附属病院施設の整備

国立大学の附属病院は、先端医療・地域医療を支える拠点として、計画的に再開発整備を実施しています。さらに、今後、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合でも医療活動を継続するために必要な施設の整備や、各附属病院の役割に応じた新たな施設機能の確保等を行うための整備を行っています。

＊24 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1318421.htm

3 大学等の施設づくりへの技術支援

文部科学省では、国立大学等施設の質的水準の確保・向上を図るとともに、社会の変化に対応した施設づくりのため、技術的な面から国立大学等の施設づくりを支援しています。

また、国公私立大学、研究機関等の施設における脱炭素化推進のための取組を実施しています。

（1）技術的基準の整備

国立大学等の施設整備に当たっては、施設の品質と性能を確保するため、施設整備にかかる設計や工事施工の基準として、各府省庁共通の「統一基準」*25や文部科学省ほか各府省庁が個別に定める「特記基準」*26などの技術的基準を定めています。

（2）脱炭素化（ZEB化等）の推進

気候変動問題を受けて、国立大学等においても脱炭素化の一層の推進が求められています。文部科学省では、国立大学等施設におけるカーボンニュートラルに向けた取組として「国立大学法人等施設におけるカーボンニュートラルに向けた取組事例」*27を作成・周知するなど、社会の先導モデルとなるZEBの整備を推進しています。

第４節 文部科学省の防災・減災対策の充実

1 防災体制の確立

地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、火山噴火などの自然災害や事故災害に対し迅速かつ適切に対処するためには、総合的かつ計画的な防災対策を進めることが重要です。

文部科学省では、「災害対策基本法」等を基に、防災に関し必要な事項を定める「文部科学省防災業務計画」*28を策定し、防災対策の充実に努めています。また、「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画」*29を策定し、文部科学省の所掌事務の中で、非常時においても国民生活上重要かつ停滞してはならない事務を必要最低限継続できるよう、防災体制の確立に努めています。

都道府県や市町村においては、「防災基本計画」や「文部科学省防災業務計画」等を基に地域防災計画を作成し、学校などにおける防災体制の整備・充実を進めています。

2 災害予防の推進

文部科学省では、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であることから、「国土強靱化基本計画」*30を踏まえ、防災・減災に資する施策を推進しています。なお、同計画は、平成26年６月に策定され、その後、令和５年７月に改定され、中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトにわたる推進方針が定められました。同年６月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が改正され、政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として「国土強靱化実施中期計画」を定めることとし、７年６月に「第１次国土強靱化実施中期計画」*31が閣議決定されました。

また、令和４年３月に「第３次学校安全の推進に関する計画」*32が閣議決定され、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練のより一層の充実が示されています。さらに、児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所等としての役割も果たす学校施設について、防災機能の強化に向けた取組を推進しています。

（1）学校施設等の耐災害性の強化

①第１次国土強靱化実施中期計画

本計画は、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策*33に続く計画として、令和８年度から12年度までの５か年に実施すべき施策の内容と目標が定められました。文部科学省においては、本計画の期間内に実施すべき施策として、学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所としての役割を果たすための耐災害性強化、公立社会体育施設の耐震化・防災機能強化、地震津波火山観測網の高度化、国指定等文化財の耐震対策・防火対策、史跡・名勝・天然記念物の水害・老朽化対策等が位置付けら

＊25 統一基準：官庁施設整備に関し、各府省庁が定めた基準類のうち、共通化することが合理的な基準類を整理・統合し、各府省庁統一の基準として「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」の決定を受けた基準類。
＊26 特記基準：施設の特殊要因等のため、「統一基準」により難い部分がある場合に、「統一基準」を補完する基準として各府省庁が個別に定めた基準類。
＊27 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1404577_00002.htm
＊28 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm
＊29 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/keizoku/index2.htm
＊30 参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html
＊31 参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html
＊32 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm
＊33 参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/pdf/taisaku.pdf

れ、財政支援など必要な対策に取り組んでいます。

②学校施設の防災機能強化の推進

災害時には多くの学校施設が避難所等として活用されます。一方で、令和６年能登半島地震では、これまでの耐震化の取組により、倒壊被害は生じませんでしたが、非構造部材の損傷等に加え、トイレや電気、水の確保等の避難所に関する様々な課題が生じました。

文部科学省では、災害時に地域住民の避難所となる公立学校施設の防災機能の保有状況等を調査*34するとともに、防災担当部局等との適切な連携・協力体制を構築し、避難所ともなる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう教育委員会等に周知しています。さらに、学校設置者が実施する学校施設における防災機能強化の取組に対して、国庫補助を行っています。

また、国立大学の附属病院では、大規模災害時に医療を継続して提供することが期待されています。そのため、必要な電気や水の確保が課題となることから国土強靱化基本計画において、防災・減災機能強化を含めた施設整備を進めることとしています。自然災害が発生した場合においても附属病院としての機能を維持できるよう、防災機能強化のための整備を推進しています。

③非構造部材などの耐震対策

公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、耐震化により安全性を確保することは極めて重要です。

令和７年４月１日現在、公立小中学校施設の構造体の耐震化率は99.9%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.7%とおおむね完了しているものの、吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率は71%となっており、引き続き対策が必要です。

文部科学省としては、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が未完了の地方公共団体に対して、一刻も早く耐震化が完了するよう要請するとともに、老朽化した施設では、地震発生時にガラスの破損や内外装材の落下など非構造部材の被害が拡大する可能性が高いため、吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策、防災機能強化についても対策を推進しています。

④学校体育館等への空調整備

公立小中学校は、その約95%が避難所として指定を受けているにもかかわらず、体育館への空調設置率は、令和７年５月現在の調査において、全体の約２割に留まっています。文部科学省では、空調設備の整備ペースのさらなる加速化を目指して、補助率を１/２に嵩上げするとともに、令和７年度には補助単価や補助上限を引き上げ、各地方公共団体における学校体育館等への空調整備を促進しています。

（２）実践的な防災教育・訓練の充実

各学校の防災教育については、児童生徒等が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けられるよう、学習指導要領等に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて行われています。地域の災害リスク等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、実践的な防災教育・訓練が展開されています。

文部科学省では、学校が抱える防災をはじめとした安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法を開発したり、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制の構築を支援したりするほか、教職員に対する研修の実施についても支援しています。

3 災害応急対策の取組

文部科学省では、自然災害が発生した場合、被害情報の収集に努めるとともに、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止等に当たって必要な措置を講じるよう、都道府県教育委員会等の関係機関に要請しています。

また、地震によって文教施設が被災した場合、余震等による建物の倒壊や、落下物による二次災害から児童生徒等や避難住民等の安全を確保するため、地方公共団体等からの要請に応じて、建物の当面の使用可否を調査する文教施設応急危険度判定士を被災地に派遣する体制を整備しています。

4 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）

令和６年能登半島地震や同年の豪雨では、学校施設に被害が生じただけでなく、教職員も被災し、早期の学校再開が困難となる中、文部科学省職員等の派遣のほか、応援教職員やスクールカウンセラーの派遣調整等を行いました。能登半島地震当時は、兵庫県をはじめとする５県（兵庫県、熊本県、宮城県、三重県、岡山県）からは、自主的に学校支援チーム*35の派遣がおこなわれました。

これらの対応の教訓を踏まえ、今後の大規模災害に備え、被災地での速やかな学びの確保を図るため、被災地外

＊34　参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1420466_00004.htm
＊35　被災都道府県等における早期の学び確保に向けた課題を解消することを目的として、被災地外の都道府県から派遣される教職員等のチーム。

から教職員等の派遣する枠組み「被災地学び支援派遣等枠組み」（D-EST（ディーエスト）＊36）の構築に取り組んでいます。今後の大規模災害に備え、地方公共団体における学校支援チームの新規設置や取組強化を支援するとともに、学校支援チームの設置・運営に関する事例集やハンドブック等を作成しました。令和７年度までに、全国12自治体に学校支援チームが設置されています。

心のケアの絵本読み聞かせ

5 災害復旧等の支援

（１）令和７年度に発生した災害への対応

令和７年度には、激甚災害指定のあった「令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」や「令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害」等により、学校施設等が浸水するなどの被害が生じました。文部科学省では、こうした自然災害により被害を受けた文教施設等において、施設の復旧に要する経費の一部を国庫負担（補助）しています。

大雨被害による学校敷地内の法面崩落（熊本県八代市泉小中学校）

（２）「令和６年（2024年）能登半島地震及び豪雨」への対応

令和６年１月１日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県輪島市及び志賀町で震度７を観測しました。発災が元日であったため、学校管理下における人的被害はありませんでしたが、学校施設1,024校、社会教育施設等768施設が被害を受け、文化財の被害も429件に上りました（令和７年度末現在）。

学校施設の復旧については、石川県教育委員会からの派遣要請を受け、令和６年１月11日から22日にかけて、被災した文教施設の当面の使用の可否を調査するため、応急危険度判定士の職員等を派遣し、公立学校58校の応急危険度判定を実施しました。また、建物の構造体に大きな被害があった施設について、専門家による建物の建替えの要否の判定を行う被災度区分判定を一般社団法人日本建築学会に委託し、91施設（学校58校、社会教育施設33施設）について現地調査を実施しました。あわせて、災害復旧事業について、手続きの簡素化や、対象範囲の拡充等を行い、補修復旧を行う石川県６市町の56校のうち、20校が復旧完了しました（令和８年３月31日現在）。新築復旧を行う12校についても、仮設校舎等にて授業を実施すると同時に、本復旧に向けて、設計が完了したものから順次工事に着手しているところです。

穴水小の仮設校舎に登校する児童の様子

子どもたちの学びの確保については、被害が特に大きかった奥能登地域のうち、輪島市や珠洲市、能登町において、希望する中学生を県内の施設に集団避難させる対応が取られました。文部科学省では、発災直後から、関係省庁や被災自治体等と連携しながら、被害実態等をきめ細かく把握し、学習指導や生活指導等に必要な教職員の派遣支援のほか、心のケア等に必要なスクールカウンセラーの追加派遣、教員業務支援員、学習指導員の追加配置に係る支援

＊36 Disaster Education Support Team

等を行いました。令和７年度においても、引き続き、被災した児童生徒等の心のケア等を行うため、スクールカウンセラーの追加配置に係る支援を行いました。

避難所や集団避難先で生活するなど、平時と異なる環境におかれた子供たちを支援するため、被災自治体と連携して活動する民間団体による取組も含め、被災地の子供たちに学習や体験活動の機会を提供する取組への支援を実施しました（令和７年度は８団体に実施）。また、国立青少年教育振興機構が設置する国立能登青少年交流の家では、被災地の子供たちに対して、心身の健康づくりとリフレッシュを図るため、「リフレッシュ・キャンプ」等を実施し、これまでに約1,500名の子供たちに体験活動の機会を提供しました（令和８年３月17日現在）。

文化財については、被害状況の把握のため、文化庁では文化財調査官等を令和６年１月12日以降順次、石川県、富山県、新潟県に派遣しました。早期復旧に向けて文化財の災害復旧事業を進めるとともに、被害を受けた地域における伝統行事や伝統芸能の継承等への支援を行っています。令和７年度においても、引き続き文化財の災害復旧を支援するため、被災文化財救援等事業を実施し、被災した文化財建造物の保存や動産文化財の救出等に努めました。

また、地震調査研究推進本部では、令和６年１月１日のマグニチュード7.6の地震発生の翌日に臨時の地震調査委員会を開催し、地震活動の評価を公表しました。その後、約２年が経過したことから、８年１月には、関係行政機関、大学等による調査観測結果をもとに、最近の地震活動の評価について取りまとめました＊37。一方、６年８月に先行して公表した日本海側の海域活断層の位置・形状、そこで発生する地震の規模の評価に加え、７年６月には、近畿地域北方沖～北陸地域北方沖において、今後30年以内にマグニチュード7.0以上の地震が発生する確率の評価を公表しました＊38。

今後も、被災地の復旧・復興に向けて、被災地の要望を踏まえつつ、必要な支援に努めることとしています。

6 防災に関する研究開発の推進

科学技術を生かして自然災害による被害の軽減を図るため、文部科学省は、地震調査研究推進本部の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測についての調査研究＊39を進めています。あわせて、防災科学技術研究所（NIED）は、我が国の防災・減災研究の基盤となる陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）＊40等の整備・運用を行うとともに、それらを活用した研究開発を実施しています。

＊37「令和６年能登半島地震」の最近の地震活動の評価（令和８年１月14日）
参照：https://www.static.jishin.go.jp/resource/monthly/2026/20240101_noto_4.pdf
＊38 日本海中南部の海域活断層の長期評価（第一版）―近畿地域・北陸地域北方沖―（令和７年６月27日）
参照：https://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/offshore_active_faults/cs_sea_of_japan/
＊39 参照：https://www.jishin.go.jp/database/project_report/
＊40 参照：https://www.mowlas.bosai.go.jp/mowlas/